



1月15日～2月13日

2020年1月 No.174

ポルトガル語版

広報いわた 1月号 (日本語訳)

総住民数 169,902人
ブラジル人 4,745人
2019年11月末日

◆◆◆ 磐田市では「心と心の通い合うまち」を進めています ◆◆◆

いわたインターナショナルフェア 2020

と き：2月16日(日) 午前11時00分～午後4時00分

と ころ：ららぽーと磐田

内 容：外国人による日本語スピーチ、夜間中学ドキュメンタリー上映(監督トークショー有)、ワールドステージ、物販、団体活動紹介・体験、子どもの絵画展、各国紹介ブースなど。

参加費：無料

申 込：フェアは不要。当日、直接会場へお越しください。

※ドキュメンタリー上映のみ、要申込み(先着40人)



問い合わせ先：(一社) 磐田国際交流協会 (いわたインターナショナルフェア 2020 実行委員会事務局)
Tel・Fax : 0538-37-4988

確定申告の受付が始まります

令和元年分の所得税の申告と納税は3月16日(月)までです。下記の会場では、申告書等作成にアドバイスが受けられます。(申告書等はご自身で作成していただきます。)

なお、会場には通訳がないので、日本語を話せる人と来てください。パソコンで確定申告ができます。詳しくは、<https://www.nta.go.jp/> をご覧ください。

◆開設場所：磐田市文化振興センター 2階大会議室(所在地：二之宮東3-2 市民文化会館西隣り)

◆開設期間：令和2年2月17日(月)～3月16日(月) ※土・日曜日、祝日を除く

◆開設時間：午前9時～午後5時(受付終了時間：午後4時)

会場の混雑の状況により、受付を早めに終了する場合があります。

◆持 ち 物：筆記用具、はんこ、在留カード、源泉徴収票、マイナンバーカード

【還付金がある方】

本人の口座の番号、名義が記載されている部分の通帳のコピー

【扶養親族がいる方】

<扶養親族が日本に居住する場合>

扶養する親族の在留カード等のコピー

※扶養控除等の対象となる親族とは、生計を一とし、かつ、所得金額が38万円以下の者をいいます。

<扶養親族が日本国外に居住する場合>

①戸籍謄本や婚姻証明書、出生証明書

②送金証明(扶養親族それぞれに必要)

※①、②ともに日本語訳を添付。

※扶養控除等の対象となる親族とは、生活費又は教育費に充てるための送金を行っている者をいいます。

◆そ の 他：上記の期間中、磐田税務署では申告相談等を行いません。

◎申告書には、マイナンバーの記載が必要です。

問い合わせ先： 磐田税務署 Tel：0538-32-6111 Fax：0538-32-2353

※税務署では電話受付を自動音声により案内しています。ご用件に応じて番号を選択してください。

市税等納期限

・固定資産税 (4期)
・国民健康保険税 (8期)

3月2日(月)

令和2年度 軽自動車税（種別割）のお知らせ

◎バイク・軽自動車等の廃車・譲渡の手続きはお早めに

軽自動車税（種別割）は、毎年4月1日現在に車両を所有している方に対し、定置場（保管しておく所）のある市町村が課税します。4月2日以降に廃車または名義変更を行っても、月割り計算での還付はなく、その年度の税金は、全額納めていただきます。

廃棄・盗難・譲渡等により車両を所有していない場合は、車種に応じて各機関で廃車や名義変更の手続きを3月末までに行ってください。なお、手続きを代理人に委任した場合は、手続きが完了していることを必ず確認してください。

●原動機付自転車（125cc以下）・小型特殊自動車

内 容	必要なもの	手続場所
廃車 （転出）	①ナンバープレート ②はんこ ③本人確認書類（※） ④標識交付証明書	市税課（本庁舎 1階）、または各 支所市民福祉グ ループ
名義変更	①ナンバープレート（標識を変更する場合）②はんこ ③本人確認書類（※）④譲渡証明書 ⑤標識交付証明書	

（※）本人確認書類とは、有効期限内の官公庁発行の顔写真つき証明書などです。（運転免許証など）

・代理の方が手続きする場合は、委任状が必要です。

●軽四輪車・原付以外のバイク（125cc超）など

車種区分	手続場所
・軽自動車（三輪・四輪）	軽自動車検査協会静岡事務所浜松支所 浜松市東区貴平町 563 ☎050-3816-1777
・原付以外のバイク （125cc超のもの） ・浜松99ナンバーの小型特殊 自動車	静岡運輸支局浜松自動車検査登録事務所 浜松市東区流通元町 11-1 ☎050-5540-2052 ※県外転出などで登録を抹消した場合は、磐田市市税 課へも届出をお願いします。

*手続きに必要なものについては、各機関にお問い合わせください。

◎3輪以上の軽自動車の税率に関するお知らせ

・**グリーン化特例が2年延長**され、一定の環境性能を有する車両の税率が軽減されます。対象となるのは、平成31年4月1日から令和2年3月31日までに新車登録をした車両で、**令和2年度に限り**、その性能に応じて特例の適用を受けます。なお、平成31年度に軽減を受けた車両は、令和2年度の軽減はありません。詳細は、お問い合わせください。

・平成28年度税制改正により、車両の最初の登録から13年を経過した車両（電気自動車等を除く）に重課税率が適用されています。**令和2年度に重課税率の対象となるのは、自動車検査証（車検証）に記載されている初度検査年月が平成19年3月以前の車両です。**

（例）軽四輪乗用自家用で初度検査年月が平成19年3月の車両の軽自動車税（種別割）

平成31年度 7,200円 ⇒ 令和2年度 12,900円

◎ご注意ください！

・小型フォークリフト・農耕作業用トラクターなどの小型特殊自動車は、公道を走行しなくとも、所有していればナンバープレートをつけなくてはなりません。未登録の方は、市税課または各支所市民福祉グループで手続きをしてください。

・原動機付自転車は、使用していなくても所有していれば、課税対象になります。未登録の方は、市税課または各支所各支所市民福祉グループで手続きをしてください。

2月は児童手当支給の月

- ・支給日：2月10日（月）
- ・対象期間：10月～1月
- ・支給方法：指定口座にて振込（午後4時以降に確認願います）

問い合わせ：こども未来課 ^{あい}i プラザ3階 Tel: 0538-37-4896 Fax: 0538-37-4631

児童扶養手当の支給は年6回です

児童扶養手当は、制度改正により令和元年11月の支給から年6回（1・3・5・7・9・11月）の支給になっています。

- ・支給日：1・3・5・7・9・11月の11日（支給日が土日祝日の場合は直前の平日）
- ・支給該当月：支給月の前月までの2か月分（支給月が1月の場合は前年の11月、12月分）
- ・支給方法：指定口座へ振り込み（支給日の午後4時以降に入金をご確認ください）
- ・その他：現況届の提出時期は、以前と変わらず8月です。

問い合わせ：こども未来課 ^{あい}i プラザ3階 Tel: 0538-37-4896 Fax: 0538-37-4631

市営住宅の入居者を募集

募集団地	部屋・タイプ	戸数	応募可能な世帯数
北野団地	3LDK	5	3人以上
東大久保団地	※1LDK	1	1人以上
東大久保団地	3DK	1	2人以上
竜洋豊岡団地	2LDK	1	2人以上

※東大久保団地1LDKは、申込者もしくは同居者の中に、足がご不自由で身体障害者手帳（1～4級）をお持ちか、または、介護認定（要介護1～5）を受けているいずれかの方が含まれている世帯のみ、申込みが可能です。

- ・受付期間：1月27日（月）～31日（金）
- ・申込：直接、建築住宅課（西庁舎2階）へ
応募資格や提出書類など、詳しくは問い合わせ先に連絡してください。

問い合わせ先：建築住宅課 Tel: 0538-37-4851 Fax: 0538-33-2050

コンビニ・文化振興センター証明発行を一時休止

市では、マイナンバーカードを利用して、コンビニでの証明発行サービスを行っています。また文化振興センターでは、毎週土・日曜日の午前9時から午後5時まで証明発行を行っています。これらのサービスについて、下記の日時はネットワーク更新作業のため、証明書交付サービスを停止します。ご理解・ご協力をお願いします。 休止日：2月22日（土） 終日

問い合わせ先：市民課 Tel: 0538-37-4816 Fax: 0538-37-2871

お知らせ

磐田市立総合病院内簡易郵便局は、令和元年12月27日（金）をもって営業を終了いたしました。長年のご利用ありがとうございました。

問い合わせ先：病院総務課 Tel: 0538-38-5000 Fax: 0538-38-5050

☆いわたホットライン：携帯電話やパソコンなどでポルトガル語の情報を受け取りましょう！☆

磐田市からのお知らせや、救急医療機関・イベント情報を配信するシステムです。登録手順は、こちらをご覧ください。 <https://www.city.iwata.shizuoka.jp/languages/portuguese/1005523.html>

◆問い合わせ：地域づくり応援課 Tel: 0538-37-4811 / Fax: 0538-32-2353



寒さに備えて、水道管の凍結や破裂を予防しましょう

朝の冷え込みが厳しいとき（目安はマイナス4℃以下）や、気温が上がらない日が続いたりすると、水道管が凍結しやすくなり、水が出なくなったり、管が破裂して水が漏れてしまうことがあります。寒波が来る前に、水道管にも防寒対策をお願いします。

防寒対策の方法

① 保温材などを巻く

市販の水道管用の保温材やタオル、毛布、布きれ、発砲スチロールなどで水道管を覆い、濡れないようにビニールテープで巻きます。



② 蛇口から少量の水を出し続ける
(水道料金はかかりません)

夜間、浴槽などへ少しずつ出し続けておくと凍りにくくなります。(糸状程度が目安)

※出した分の水は料金がかかりますので、出し過ぎにはご注意ください。溜まった水は洗濯に利用するなど、有効活用しましょう。

③ メーターボックスに保温材を入れる

保温材（発砲スチロールなど）を細かく砕いて濡れないようにビニール袋に入れ、メーターを覆うようにボックス内に詰めます。

※メーター検針が容易にできるようにして下さい。

こんな場所にある水道管は要注意
(特に凍結しやすい場所)

- ・屋外で風が直接あたる場所にある水道管
- ・北側の日陰にある水道管
- ・カバーなどが外れたむき出しの水道管や温水器(給湯機)の配水管

水道管が凍ってしまったときは

水道管の凍った部分にタオルや布などを被せ、その上から『ぬるま湯』をゆっくりかけて溶かします。蛇口を開けてもすぐに水が出ない場合は、必ず蛇口を閉めて自然に溶けるのを待って下さい。

※熱湯を直接かけると、水道管が破裂することがありますので、ご注意ください。

※万が一の凍結や断水などに備え、お風呂の残り湯を取り置くことをおすすめします。またペットボトルや蓋付きポリ容器などに水を貯め置き、備蓄用飲料水として活用して下さい。

問い合わせ先：上下水道総務課（福田支所2階） Tel：0538-58-3086 Fax：0538-58-3123

夜間・休日急患診療

★急患センターでの診療は急で比較的軽い症状の受診になります。

▶ところ：磐田市急患センター（上大之郷51）Tel：0538-32-5267



	日曜・祝日・年末年始	毎日
受付時間	8:45~11:30 ・ 13:45~16:30	19:15~22:00
診療時間	9:00~12:00 ・ 14:00~17:00	19:30~22:30
診療科目	内科・小児科・外科	内科・小児科 ★夜間の外科診療はできません

2月の休日救急歯科診療

▶診療時間/9:00~12:00

※上記の時間以外は、磐田市立総合病院へ

2(日)	渡辺歯科医院	周智郡森町飯田 3188-1	0538-85-5555
9(日)	はやし歯科クリニック	袋井市旭町 2-4-38	0538-44-1182
16(日)	磐田市立総合病院歯科口腔外科	磐田市大久保 512-3	0538-38-5000

★休日救急歯科診療は医師の都合などで変更することがあります。

確認は、磐田消防署ダイヤル医療情報 Tel：0538-37-0124 へ。

地域連携小児休日診療

担当医師：片桐 智哉

▶とき：2月23日(日) 10:00~12:00

▶ところ：磐田市立総合病院（大久保512-3）Tel：0538-38-5000



発行：磐田市役所 地域づくり応援課 地域支援グループ Tel：0538-37-4811

広報広聴・シティプロモーション課 Tel：0538-37-4827 〒438-8650 磐田市国府台3-1

★磐田市役所のいろいろな取り組みのひとつとして、広報いわたを通じて、日常生活に必要な情報をポルトガル語で提供しています（インターネットでもご覧いただけます：<https://www.city.iwata.shizuoka.jp/languages/portuguese/info/index.html>）

広報をよりよくしていくために、みなさまの声をお聞かせください：chiiki-ohen@city.iwata.lg.jp